

震災対応のための財政上の措置に関する提案

岩手県知事 達増 拓也

経済的・財政的に深刻な影響が懸念される被災地において、地域が主体となり復旧・復興を早急に進める措置の創設が重要。国だけでなく地方も含めた復興財源の確保が不可欠であり、そのうえで、具体的な財政上の措置について以下の提案を行う。

1 復旧・復興のための事業は国費による力強い支援を基本とした措置を創設

- 大地震・大津波により、沿岸部の広大な面積において壊滅的な被害が発生
- 今回の大震災は地域経済が弱く、自主財源の乏しい地域を直撃。県・市町村のみならず、漁協などの各種団体や地場企業も経営的な体力が脆弱な傾向
- 阪神・淡路大震災における特別措置を超える、国庫補助負担率の引上げや補助対象の拡大、採択基準の弾力化等の国の力強い措置が不可欠

2 早急な追加予算や、予算成立前に開始した事業を遡及して補助対象とする措置の創設

- 被災住民は、「生活」と「なりわい」を早急に取り戻すための、幅広い、強力な支援を切実に要望
- 例えば、生産基盤をすべて流された漁業者、漁協等でも、この夏のウニ漁や秋サケ漁を行う強い意欲を失っておらず、政府の1次補正予算に含まれていない漁具等の整備や必要な施設・設備等の整備など、幅広い分野において、早急に事業を開始する必要
- 国における追加予算の成立を待たず、こうした被災者のニーズに基づく緊急性の高い事業を被災地方公共団体の判断で開始した場合でも、遡及して国庫補助対象とする取扱いが必要

3 「復興一括交付金」等の地方の創意工夫を発揮させる自由度の高い仕組みの創設

- 復旧・復興のため事業の財源は、各府省の枠を超え、国費により一括した交付金として交付し、被災地方公共団体の裁量で柔軟に活用できることとすることが適当。その際、復興は単年度で終わるものではないことから、複数年度分を一括交付することが適当
- これにより、各府省や個別補助金により取扱いに差がある補助対象経費の範囲等の確認や個々の補助金交付等の煩雑な事務を省略し、現場対応に専念。効率的・効果的な事業実施を行うなど、地方の創意工夫を発揮し、交付金を最大限有効に活用することが可能になる

4 復興に必要な地方が負担する費用に対する財源措置の充実・確保

- 国庫補助負担率の引上げや対象拡大等がなされた場合でも、国の直轄事業への負担金や、国庫補助事業の地方負担分を合計すると、財政力の弱い被災地方公共団体にとって過重な負担となり、今後の復興の大きな支障となる懸念
- さらに、制度の隙間や補助対象外経費、地域ごとにニーズの異なる事例への配慮が必要。補助対象とならない各種復旧事業や、仮設診療所への通院や仮校舎への通学の支援のための地域交通支援、農林水産業支援等を行うきめ細かな地方単独事業の財源の充実・確保が必要。復興一括交付金の創設は、こうした地域に密着した事業の財源の充実につながる

岩手復興特区

安全の確保

7種の特区からなる「岩手復興特区」を創設することにより、岩手の迅速な復興を実現し、「いのちを守り、海と大地と共に生きる、岩手・三陸」を創造する。

再生可能エネルギー導入促進特区
多様なエネルギー資源を活用した電源開発等

まちづくり特区
土地利用規制手続き等の迅速化、多重防災型まちづくりに向けた財政支援等

保健・医療・福祉サービス提供体制特区
施設の早期復旧、まちづくりを一体となった体制構築、遠隔医療の推進等

いのちを守り
海と大地と共に生きる
岩手・三陸

いわての森林の再生・活用特区
県産材の活用による災害復興、多機能海岸防災林の造成等

教育振興特区
教育施設の早期復旧、教職員の配置充実化、児童生徒の居場所づくり等

漁業再生特区
漁船・施設等の共同利用、漁船建造許可の迅速化、漁港復旧等

くらしの再建

企業・個人再生特区
早急な二重債務対策の実施、税制優遇による被災地投資の加速化等

なりわいの再生

岩手復興特区を構成する7つの特区

| 岩手復興特区を構成する7つの特区 | | ページ |
|------------------|--------------------|-----|
| I | 再生可能エネルギー導入促進特区 | 1 |
| II | 保健・医療・福祉サービス提供体制特区 | 4 |
| III | 企業・個人再生（二重債務対策）特区 | 8 |
| IV | いわての森林の再生・活用特区 | 9 |
| V | 漁業再生特区 | 13 |
| VI | まちづくり特区 | 18 |
| VII | 教育振興特区 | 28 |

岩手復興特区 I 再生可能エネルギー導入促進特区

| | |
|---------------------------|--|
| <p>岩手県の特徴</p> | <p>1 岩手県沿岸部は、地形が急峻なりアス式海岸のため、入江沿いに集落が点在しており、平坦部が少ないため集落への送電は1系統が多い。このため、今般の地震・津波災害により、集落への送電設備は大きな被害を受け、復旧に長期間（80日程度）を要した。</p> <p>2 今般の地震津波被害により、電力供給不足が長期化するおそれがあり、新たな電源開発が求められている。</p> <p style="padding-left: 2em;">岩手県の電力自給率は25%程度であり、そのうち70%程度は、再生可能エネルギー発電による電力が占めている。</p> <p style="padding-left: 2em;">岩手県は、太陽光や風力、地熱、バイオマス等の再生可能エネルギー資源に恵まれており、再生可能エネルギーによる新たな電源開発に適した地域である。</p> |
| <p>岩手県における課題</p> | <p>1 電気事業者による送電が途絶えた場合でも、自立して発電し、停電地域・施設に電力を供給できるシステムの構築</p> <p>2 電力に頼らない冷暖房システムの構築（特に冬期の暖房）</p> <p>3 電力不足に対処するため、環境に配慮した新たな電源開発の推進</p> |
| <p>特区化する事項（概要）</p> | <p>1 被災地域の再生可能エネルギー資源を活用した発電施設や地域供給体制の整備</p> <p style="padding-left: 2em;">(1) 被災地域の土地利用の円滑化（所有者の同意調整の簡易化）</p> <p style="padding-left: 2em;">(2) 被災地域における再生可能エネルギー導入に対する追加的支援制度等の創設</p> <p>2 県内に豊富にある多様な再生可能エネルギー資源を活用した電源開発の推進</p> <p style="padding-left: 2em;">(1) 太陽光発電、風力発電、地熱発電施設設置時に係る農地法等の規制緩和</p> <p style="padding-left: 2em;">(2) 地熱発電の開発に係る環境影響評価の特例措置（環境影響評価の対象基準の緩和）</p> <p style="padding-left: 2em;">(3) 系統への再生可能エネルギー電力の接続受入れの義務化、系統連系に要する設備整備費の支援制度の創設</p> <p>3 木質バイオマス関係（IV いわたの森林の再生・活用特区に記載）</p> <p>4 バイオマス資源等を地域で活用するシステムの構築</p> <p style="padding-left: 2em;">(1) 地域循環利用する木質バイオマス、畜産バイオマスなどの廃棄物処理法の規定による許認可等の手続きの緩和</p> |
| <p>（制度等イメージ）</p> | <p>1 被災地域の再生可能エネルギー資源を活用した発電施設や地域供給体制の整備</p> <p style="padding-left: 2em;">(1) 被災地域の土地利用の円滑化（地権者の同意調整の簡易化）</p> <p style="padding-left: 2em;">(2) 被災地域における再生可能エネルギー導入に対する追加的支援制度等の創設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 時限的買取価格の設定（復興期に再生可能エネルギーの導入が促進されるように一定期間、高い買取価格とする。） ・ 電力の安定供給や需給調整を図る大容量蓄電池整備に係る支援制度の創設 |

- ・ 太陽光発電や太陽熱、地中熱、木質バイオマスなど、複合的な設備導入に対する支援制度の創設

2 県内に豊富にある多様な再生可能エネルギー資源を活用した電源開発の推進

(1) 太陽光発電、風力発電、地熱発電施設設置時に係る農地法等の規制緩和

農地法： 農地転用に当たって準公益的事業と見なし、許可や手続きの迅速化

保安林： 保安林の指定解除基準の緩和（再生可能エネルギー発電施設の公益性の付与）

国有地： 国有地貸与制限の緩和

(2) 地熱発電の開発に係る環境影響評価の特例措置（環境影響評価の対象基準の緩和）

地熱発電の開発には、資源量等に係る各種調査が必要であり、また、大規模なもの（出力1万kW以上は無条件）は、環境影響評価等に長期間（3～4年）を要している。そこで、環境影響評価法に係る対象事業の出力規模を緩和する（例：風力発電は3万kW以上）とともに、調査段階からのデータ等を広く公開していくことで、環境影響評価の手続きを簡素化する。

(3) 系統への再生可能エネルギー電力の接続受入れの義務化、系統連系に要する設備整備費の支援制度の創設

3 木質バイオマス関係（IV いわての森林の再生・活用特区に記載）

4 バイオマス資源等を地域で活用するシステムの構築

(1) 地域循環利用する木質バイオマス、畜産バイオマスなどの廃棄物処理法の規定による許認可等の手続きの緩和

木質バイオマス、畜産バイオマス、漁業系バイオマスなどが、県等による承認を受けた計画に沿って地域内で再生可能エネルギーとして利用される場合には、廃棄物処理法の規定による産業廃棄物処理施設の設置許可及び産業廃棄物処分業の許可など関係する諸手続きを必要としないこととする。

再生可能エネルギー導入促進特区

1 地域への再生可能エネルギー導入

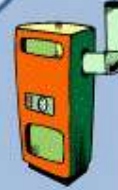


- ・太陽光発電設備・蓄電設備
- ・地中熱利用型空調設備
- ・太陽熱利用型空調・給湯設備



大型蓄電池の導入

3 木質バイオマスの地域供給システム



- ・暖房設備の導入
- ・近隣での継続的な木質資源供給システムの構築

木質バイオマス利用モデルタウンの造成

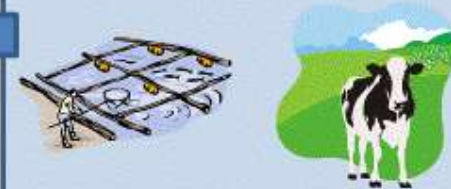
再生可能エネルギー導入に対する追加的支援制度の創設

- ・時限的買取価格の設定
- ・大容量蓄電池整備に係る支援制度の創設
- ・複合的な設備導入に対する支援制度の創設

スマートグリッド

廃棄物処理法の許認可等手続きの緩和

4 バイオマス資源等を地域で活用するシステム



- ・農山漁村で発生するバイオマス資源 →メタン化、肥飼料、その他土壌改良剤として利用

- ・系統への接続受入義務化
- ・系統連携設備整備費支援制度の創設

系統接続

地熱発電所の環境影響評価の対象基準の緩和(出力1万kW→3万kW)



地熱発電所



風力発電プラント



大規模太陽光発電プラント



バイオマス発電所(木・鶏糞・廃プラ・廃タイヤ等)



小水力発電所

2 発電プラント(再生可能エネルギー)

発電施設設置時の農地法等の規制緩和

岩手復興特区 II 保健・医療・福祉サービス提供体制特区

| | |
|-------------------------|---|
| <p>岩手県の特徴</p> | <p>1 医療施設及び社会福祉施設等の被災状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 沿岸 12 市町村における医療施設の被害は、全壊 70 施設、半壊等 48 施設となっている。また、社会福祉施設等においては、老人福祉施設 9 施設、障がい者福祉施設 8 施設、児童福祉施設 17 施設の計 34 施設が全壊し、半壊等は計 62 施設と甚大な被害を受けている。 ・ 特にも本県は、山間へき地が多い広大な県土や少ない人口集積、交通事情や経済力等の事情から民間医療機関が少なく、病床数は全国でも群を抜く県立病院網（20 病院 5 診療所）が、地域における一般医療や初期救急、二次医療圏・全県における救急医療、高度・専門医療等を提供している。 ・ このうち沿岸地域には 7 県立病院が設置されているが、県立高田病院、県立大槌病院及び県立山田病院が全壊するなど、この震災により地域医療が大きく損なわれ、その復旧には、今後、多額の財政負担が見込まれている。 <p>2 こころのケア等の取組状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 高齢化に伴う認知症疾患の患者増加に対応するとともに、自殺対策の取組等と連動し、認知症グループホームでの認知症患者の受入れや、うつ病の早期発見のための健診時のスクリーニング、自殺防止フォーラムの開催等に取り組んできた。 ・ 震災後、被災住民のこころのケアを図るため、県外からの「こころのケアチーム」の派遣支援（延べ 28 チーム）も得て、避難所巡回等を行い、被災者との面接相談、診察等の活動を展開している。これまでに延べ約 1,500 人に対する診察を実施し、このうち延べ約 700 人に薬を処方している。（4 月末時点） <p>3 深刻な医師不足</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 本県の平成 20 年における人口 10 万対医師数 178.3 人（医療施設従事者）は全国第 40 位（H18:39 位）であり、医師不足が慢性化している。 【人口 10 万人当たり医師数（医療施設従事者）（平成 20 年医師・歯科医師・薬剤師調査）】 宮城県 204.6 人（全国 28 位） 福島県 183.2 人（全国 37 位） 全 国 212.9 人 ・ 特にも甚大な被害を受けた沿岸部においては、医師不足が深刻な状況である。 |
| <p>岩手県における課題</p> | <p>1 医療・福祉サービスの提供体制の早期復旧</p> <p>2 津波災害を踏まえた新たなまちづくりと一体となった保健・医療・福祉サービスを継続的に提供する体制の構築</p> <p>3 被災地におけるこころのケアの取組や県内全域における自殺対策の取組等と連動した精神科医療体制の確保</p> |

| | |
|--------------------------------|--|
| <p>特区化する事項 (概要)</p> | <p>保健・医療・福祉サービスの早期復旧及び新たなまちづくりと一体となったサービス提供体制の構築を支援するための復興特区を行う。</p> <p>1 医療・福祉サービスの提供体制の早期復旧を図るための財政支援 医療・福祉サービスの提供体制を早期に復旧するため、災害復旧事業について、補助率の更なる引上げや、補助対象施設の拡大等を行う。</p> <p>2 津波災害を踏まえた新たなまちづくりと一体となった保健・医療・福祉サービスの提供体制の構築を図るための財政支援及び規制緩和 長期的かつ地域の実情に応じた適時適切な復興の取組を支援する新たな基金を造成し、新たなまちづくりと一体となった保健・医療・福祉サービス提供体制の構築を推進する。</p> <p>3 精神科医療体制の構築を図るための財政支援 被災地の実情に応じた精神科医療体制を構築するため、人材確保・養成のための財政支援を行う。</p> |
| <p>(制度等イメージ)</p> | <p>1 医療施設、社会福祉施設等の早期復旧を図るための財政支援</p> <p>(1) 補助率の更なる引上げ 国の第一次補正予算で措置された補助率の引上げについて、更なる引上げを行う。</p> <p>(2) 補助対象施設の拡大</p> <p>① 災害復旧補助について、歯科を含む民間医療機関や薬局、補助対象となっていない社会福祉施設等にも対象範囲を拡大</p> <p>② 非常用電源設備整備について、全ての病院及び透析を行う診療所にも対象範囲を拡大</p> <p>(3) 補助制度の弾力的な運用</p> <p>① 災害復旧補助について、施設の撤去・移転新築にも対象を拡大</p> <p>② 災害復旧補助について、仮設施設の整備及び代替施設の改修等にも対象を拡大</p> <p>③ 復興計画等を反映させるための国庫補助協議の期限及び補助事業実施期間の延長</p> <p>2 新たなまちづくりと一体となった保健・医療・福祉サービスの提供体制の構築のための財政支援と規制緩和</p> <p>(1) 復興を支援する基金の造成 新たなまちづくりと一体となった保健・医療・福祉サービスの提供体制を構築するため、長期的かつ地域の実情に応じた適時適切な復興の取組を支援する新たな基金を造成する。</p> <p>【具体的な取組例】</p> <p>① 地域の医療機関と大学病院等による遠隔医療の推進</p> <p>② 全県における災害拠点病院の機能を強化するための補助制度の創設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・エネルギー自己完結型の発電機能の整備、衛星通信システムの導入、耐震機能の強化 ・災害時における医師派遣や被災地医療の研修・教育体制の整備及び運営等 |

| | |
|--|---|
| | <p>③ 災害時において高齢者や児童等の多様な要援護者に対応した避難所機能や、地域の災害対策拠点機能等を併せ持つ公設民営方式による総合福祉施設の整備</p> <p>④ 避難場所となる高台遊園や避難通路の整備 等</p> <p>(2) こころのケア・自殺対策の取組等と連動した精神科医療体制の確保に対する支援</p> <p>相談支援の役割を担う医療相談室のケースワーカー（精神保健福祉士）等を確保・養成するための財政支援を実施</p> <p>(3) 復興を支援する規制緩和</p> <p>テレビ会議システムを利用した外来診療に係る規制緩和の実施</p> |
|--|---|

復興に向けた医療連携の取組イメージ ～遠隔医療の導入・災害拠点病院の機能強化～

【特区による財政支援】

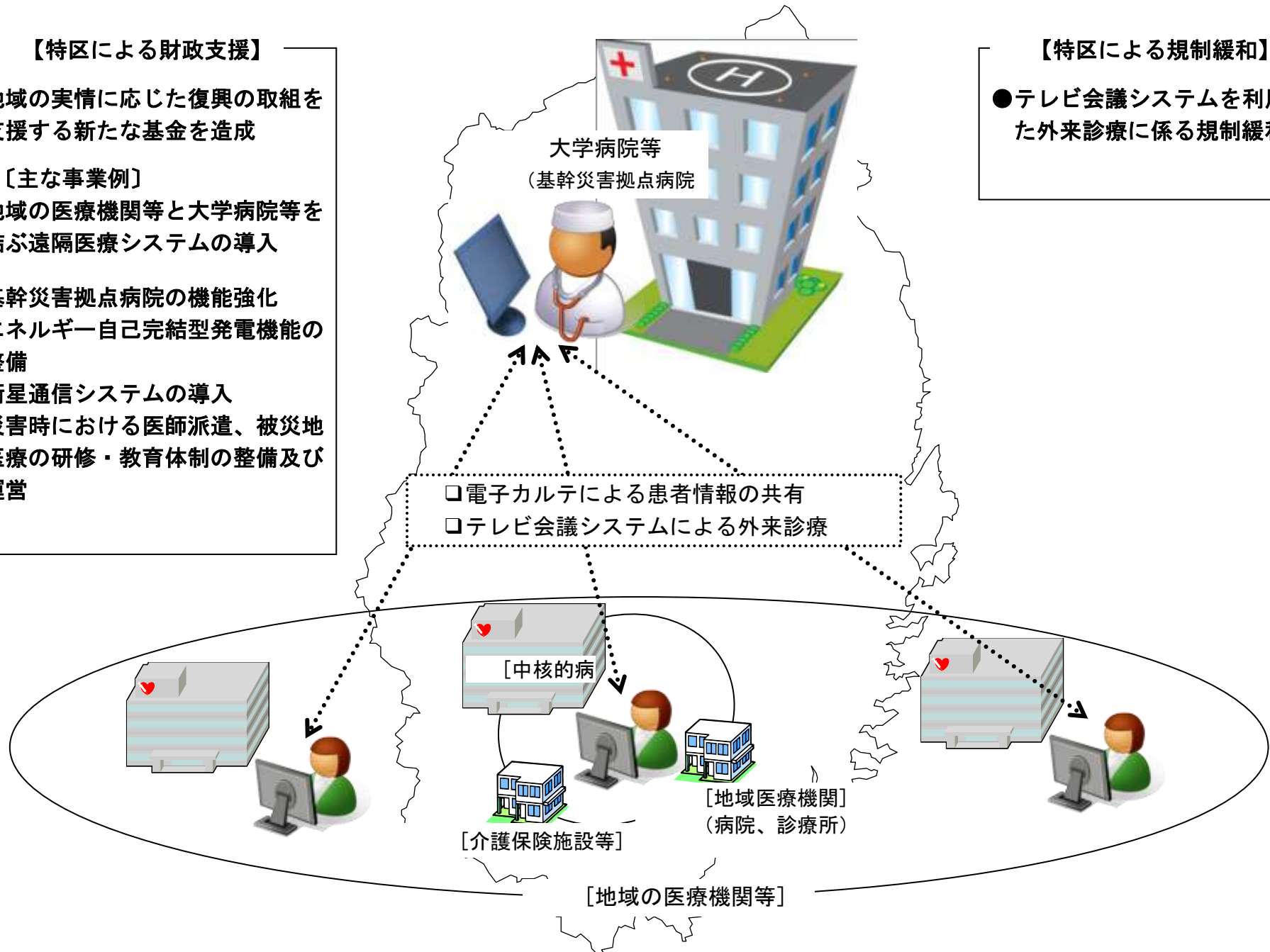
- 地域の実情に応じた復興の取組を支援する新たな基金を造成

〔主な事業例〕

- 地域の医療機関等と大学病院等とを結ぶ遠隔医療システムの導入
- 基幹災害拠点病院の機能強化
 - ・エネルギー自己完結型発電機能の整備
 - ・衛星通信システムの導入
 - ・災害時における医師派遣、被災地医療の研修・教育体制の整備及び運営

【特区による規制緩和】

- テレビ会議システムを利用した外来診療に係る規制緩和



岩手復興特区 Ⅲ 企業・個人再生（二重債務対策）特区

| | |
|-------------------------|---|
| <p>岩手県の特徴</p> | <p>【企業】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 平成23年東北地方太平洋沖地震及び津波に伴う商工業関係の被害額は推計1,661億円。 沿岸地区の主要企業の約7割が被災（東京商工リサーチ調査）。 2 小売・卸売業等の商業施設、水産加工等の製造業の設備・施設、ホテル・旅館・民宿等の宿泊施設が壊滅的な状態となり、沿岸地域の産業及び生活基盤が失われた。 3 沿岸地域の商工業者は中小企業が主体で、経営基盤が脆弱。 4 被災地における企業への貸出額は、地銀3行で1,000億円程度と推計。 5 地元金融機関の貸出シェア（全県98%）が高く、金融機関自体も被災者である。（不良債権処理費用は地銀3行で204億円余） <p>【個人】</p> <p>被災地で2万棟近い建物被害があり、貸出住宅ローンとして地銀3行で400億円程度と推計。</p> |
| <p>岩手県における課題</p> | <p>【企業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被災した資産に係る負債はそのままであり、新たな借り入れ・返済が困難となり、早期再建を行うことができない。 ・取引先の業況悪化により連鎖倒産の危険性が増大。 ・雇用の場が確保されないことから人材流出が加速され、地域がますます疲弊。 <p>【個人】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被災した住宅の既存ローンが未払いのままでは、新たな住宅再建が難しく、生活再建に大きな支障。 |
| <p>特区化する事項</p> | <p>【企業】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 ファンド設立による企業支援 <ol style="list-style-type: none"> (1) 国（※）、県、金融機関等が出資する公的ファンドのスキーム <ol style="list-style-type: none"> ①被災資産（建物、設備等）に係る既存債務の買取り ②再建に向けた公的融資の不足分に係る資金融資 ③企業再生まで一貫した企業支援 (2) 国税の一部地方税化によるファンド組成財源の確保 <p>【例】消費税・地方消費税の合計税率5%を維持しながら、今後、消費が拡大される被災地を対象に特例として税率の変更を実施。 現行：国4%、地方1% → 国1%、地方4%</p> 2 税制優遇による被災地投資の加速化 <p>10年間の各種課税免除（法人税・法人2税・不動産取得税・固定資産税・自動車重量税）による企業投資の加速化、交付税等の地財措置による産業振興策の充実。</p> <p>また、被災企業への法人税還付（過去5年分）による被災地での事業継続のインセンティブ。</p> 3 早期再建のための規制緩和促進 <p>工場等の再建を速やかに行うため、地方公共団体による各種の手続きや規制緩和を行うことが出来ることを特例措置。 （建築基準法、消防法、都市計画法、農地法、森林法、工場立地法等）</p> <p>【個人】</p> <p>住宅ローンの担保となっている用地のファンドでの買取り。 → 既存の債務負担を軽減、都市計画等を見極めながら売却や換地等を実施。</p> |

岩手復興特区 IV いわたの森林（もり）の再生・活用特区

| | |
|---------------------------|--|
| <p>岩手県の特徴</p> | <ol style="list-style-type: none"> 1 県内の林産施設被害は 36 施設で約 125 億円。 本県の合板工場は沿岸部に 6 工場あり、そのうち 5 工場で甚大な被害を受けている。 2 東日本大震災津波で発生した岩手県沿岸地域のがれき総量は約 580 万ト（不燃物 300 万ト、土砂 180 万ト、可燃物 100 万ト）と推定され、市町村の一般廃棄物処理能力のみでは 10 年以上を要する見込み。 木質系がれきの総量は不明であるが、被災家屋数から推計すると約 20 万トが発生している見込み。 ※ 岩手県内の被災家屋数は約 20,000 棟であり、廃木材排出量の原単位を 10t/棟とすると、10t/棟×20,000 棟=20 万 t。 3 岩手県には 120 万 ha に及ぶ豊かな森林があり、これを活用し、林業等の再生を図ることは地域の復興にとって重要。 4 県内の海岸林の被害は 39 か所で約 2 億 2 千万円。 今回の津波災害で、陸前高田市の高田松原をはじめ、本県の海岸林のほとんどが壊滅的な被害。 本県の海岸林は、潮害の防備や飛砂・風害の防止の機能はもとより、古くから、三陸海岸特有の景観の重要な構成要素となっているほか、地域の文化の形成などにも大きな役割を担ってきており、その再生は地域の復興にとって大変重要。 |
| <p>岩手県における課題</p> | <ol style="list-style-type: none"> 1 本県産針葉樹丸太の主要な供給先となっている合板工場の大半が被災したため、県産木材の流通が停滞している。 2 木質系がれきは、可能な限り分別を行い有効利用すべきであるが、その処理にあたっては、廃棄物事業者の資格が必要（許可取得には相当の期間と費用を要す）。 3 今回の地震により水没するなど、これまでの補助事業のスキームでは復旧できない海岸林が存在し、復旧するための新たな対策が必要。 ※ ① 既存事業では補助率が 1/2 となっており、県や市町村の財政負担は極めて大。 ② 海岸部が地盤沈下したような被災地では、従来の海岸林の復旧にとどまらず、防災と公園機能等を兼ね備えた大規模な海岸林の造成が必要。 |
| <p>特区化する事項（概要）</p> | <ol style="list-style-type: none"> 1 県産木材の利用による復興の促進 震災復興に県産木材の有効活用と地域経済の活性化。 2 木質系がれき・加工廃材の有効活用促進 木質系がれき・加工廃材の廃棄物処理法の規制を緩和することによる木質バイオマスエネルギー等の利用推進。 3 国による多機能海岸防災林の造成と維持管理 県や市町村の要請に基づき、被災した海岸林を含めて必要な用地を国有林化などにより多機能海岸防災林として造成し、将来にわたって適切に維持管理。 |

(制度等イメージ)

1 県産木材の利用による復興の促進

【目的】

県産木材の利用促進と地域経済の活性化

【内容】

○ 県産木材の利用促進

被災地域における住宅の建設など復興に伴い増大する木材需要に対し、地域の人材や間伐材等の資源を有効に活用し、地域経済の活性化を図る。

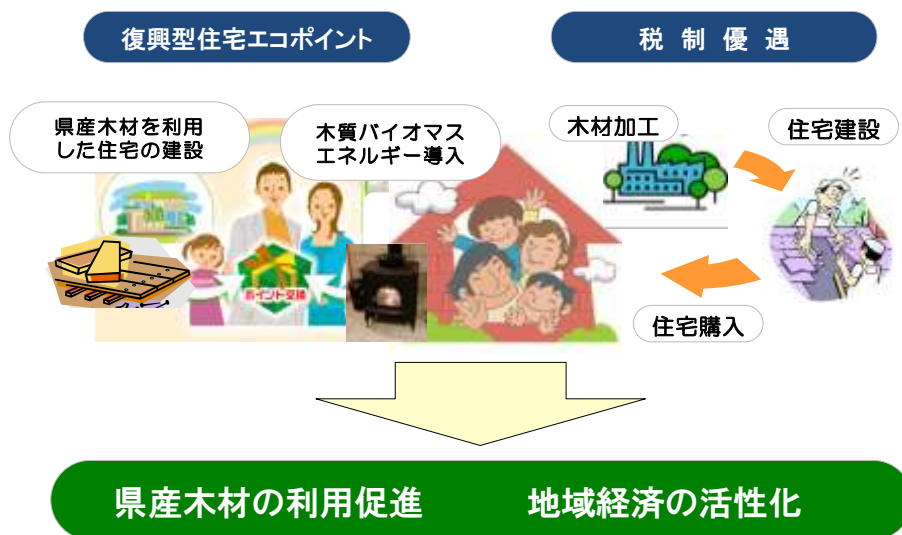
⇒ 公営住宅等公共建築物の建設にかかる建築基準法の緩和

⇒ 県産木材を使用した住宅の建設や、木質バイオマスなど再生可能なエネルギーの住宅への導入に対する復興型住宅エコポイント制度の創設と、住宅購入・取得時に係る不動産取得税、登録免許税、印紙税及び消費税等国税・地方税について免除

⇒ 木材加工業者等が県産木材を使用して製材品等を生産した場合や、素材生産業者等が計画的な間伐等により県産木材を安定的に供給する場合に係る所得税、法人税等の減免措置を実施

⇒ 県産木材加工業者の加工拠点の整備に係る土地、建物等の買い替えに係る所得税等の減免措置

⇒ 復興住宅を建設する事業者（工務店等）が県産木材を使用して住宅を建設した場合に係る所得税、法人税等の減免措置を実施



2 木質系がれき・加工廃材の有効活用促進

【目的】

- ① 木質系がれき・加工廃材の有効活用の促進
- ② 木質バイオマスエネルギー利用の地域定着

【内容】

- ① 木質系がれき・加工廃材の有効活用に関する規制緩和
大量に発生している木質系がれきや木材加工で発生する廃材・パークの活用には、廃棄物処理法に基づく許認可（運搬・分別・利用の各業者登録）が必要であり、熱供給等に有効利用する際の障壁。
⇒ 被災地域において木質系がれき・加工廃材を有効利用する場合には、廃棄物処理法の対象外とするよう規制緩和
⇒ 木質系がれき・加工廃材を受け入れる発電施設を対象とした電力の固定買取制度の先導的導入や買取価格の優遇（単価の高上げ）
- ② 木質エネルギー利用モデルタウンの造成
木質バイオマス熱供給システムを有する新たな街づくりを推進
⇒ 木質バイオマスエネルギーを活用した地域熱供給のインフラ（温水供給パイプ等）を国家プロジェクトにより整備し、集団移転住宅団地をはじめ水産加工施設・施設園芸団地等への熱供給（温・冷）を実現



3 国による多機能海岸防災林の造成と維持管理

【目的】

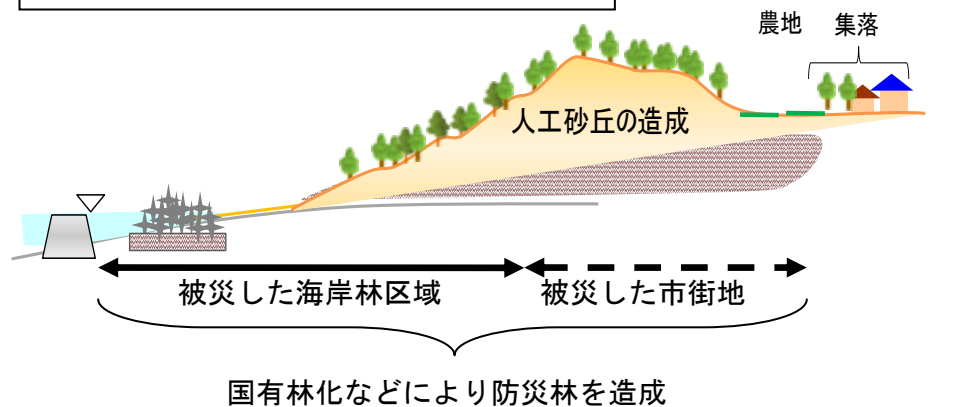
被災した海岸林の公益的機能を将来にわたって持続させるため、新たな土地利用のゾーニングに基づく多機能海岸防災林の造成と維持管理を国によって実施。

※ 被災地した海岸林を再生し、防災機能をはじめとする公益的機能を将来にわたって高度に発揮させていくためには、国有林化などによる安定的な管理が必要。

【内容】

- ① 県や市町村の要請に基づき、被災した海岸林を含めて必要な用地を国有林化するなどにより、防災や公園など多機能の海岸防災林を造成し将来にわたって適切に維持管理。
- ② 多機能海岸防災林は、従来の防潮林の復旧にとどまらず、津波の被害から街を守る新たな防災対策としてゾーニング。海岸部が地盤沈下しているような場合は、人工砂丘の上に造成。
- ③ 多機能海岸防災林は潮害や飛砂の防備、防風などの防災機能を有するほか、森林公園として地域住民への憩いの場を提供。また、ふるさとの美しい景観の再生に大きな役割を発揮。
- ④ 海岸防災林の造成は、植栽やその後の育成作業に多くの人員を必要とし、雇用創出効果が大。

国による多機能海岸防災林の造成



人家・農地の保護

憩いの場の提供

美しい景観の創出



岩手復興特区 V 漁業再生特区

1 漁業に関して

| | |
|---------------------------|--|
| <p>岩手県の特徴</p> | <p>1 岩手県では、海面漁業・養殖業年間生産額に対する被害額が甚大 岩手県：被害額推計 3,137 億円／年間生産額 453 億円（約 6.9 倍） 宮城県：被害額推計 3,764 億円／年間生産額 829 億円（約 4.5 倍）</p> <p>2 漁船、漁港、養殖施設、流通、加工施設等、水産業の基盤となる設備・施設が壊滅的な状態となり、水産業を基幹とする沿岸地域の産業及び生活基盤が失われた。</p> <p>3 特に、約 14,000 隻の漁船は、そのほとんどが滅失・破損し、推計被害額は 961 億円となっている。</p> <p>4 県下 24 漁協（沿海地区）のうち、14 漁協の事務所が流失・全壊等の被害を受けたが、早期に漁協機能を回復させ、漁協を核とした漁業、養殖業を構築し、地域ごとに主体性をもった水産業の再生を図ることが適切。</p> |
| <p>岩手県における課題</p> | <p>1 生産基盤の復旧に伴う大きな地元負担 岩手県沿岸市町村、漁協は、財政基盤がぜい弱であり、一次補正予算では、従来の制度に比べ地元負担の軽減を図るなどの配慮は伺えるものの、漁船、加工施設等の生産基盤のすべてを失った漁業者、漁協、加工業者にとって、これらを新たに整備することで負担が積み上がるため、自助努力では到底復旧が困難な状況。</p> <p>2 漁船建造・改造の許可の取り扱い 漁船建造・改造については、漁船法により、総トン数 20 トン以上の漁船や国の指定漁業に従事する漁船は、国の許可を受ける必要があることから、漁船建造・改造を速やかに進めるためには、許可事務の簡素化を図る必要がある。</p> |
| <p>特区化する事項（概要）</p> | <p>1 水産業の再生へ向けた全面的な支援 岩手県水産業は、漁業と流通・加工業とが車の両輪となって発展してきたことから、これらの一体的な整備による水産業の再生へ向けた復興事業について、県市町村及び被災漁協等の負担を軽減する特例措置（①全面的な支援、②補助要件の緩和、③遡及措置の適用、④既往債務の解消）を提案。</p> <p>2 漁船建造・改造の許可事務の簡素化 漁船建造・改造を速やかに進めるため、被災漁業者の漁船建造・改造にあたり、国の許可を要する場合には、県知事が代行許可できることとし、漁船建造・改造を速やかに進める特例措置を提案。</p> |
| <p>（制度等イメージ）</p> | <p>1 水産業の再生へ向けた全面的な支援</p> <p>(1) 全面的な支援 漁協が核となり、漁船や定置網を一括整備する際、国の一次補正による「共同利用漁船等復旧支援対策事業」を活用できるものの、国の補助率が 1/3 と低率であり、県市町村及び被災漁協の負担が過大。 ⇒ 県市町村負担及び被災漁協等の負担軽減を全面的に支援する制度への改正を。</p> |

県内漁協は、24 漁協中 14 漁協で事務所の流失・全壊等の被害を受け、OA 機器や会計データ等が滅失するなど、生産者の指導団体となる漁協機能が十分発揮できない状況にあることから、自力での復旧は被災漁協の負担が過大。

⇒ **漁協事務所や事務機器等の整備を対象とした全面的な補助を。**

(2) 補助要件の緩和

漁協等が養殖施設等共同利用施設を復旧整備する際、災害復旧事業では、施設の経過年数をもとに補助金が算定され、実際の復旧所要額と大きな乖離が生ずる場合が多いことから、漁協等の実質的な負担は過大。

⇒ **実際の復旧所要額を対象とした全面的な補助を。**

(3) 遡及措置の適用

二次補正以降に補助制度を拡充する際、生産適期に間に合うよう早期に復旧整備した施設への遡及措置が無いと県市町村及び漁協等の負担は軽減されず。

⇒ **遡及措置の適用により、県市町村及び漁協等の負担の軽減を。**

(4) 既往債務の解消

被災漁業者等の抱える既往債務については、返済や新たな借入れが困難となっており、水産業の再生の大きな障害。

⇒ **元金償還や利子支払の一次猶予、償還期限の延長など、既往債務の解消に向けた特別な措置を。**

2 漁船建造・改造の許可事務の簡素化

漁船建造・改造を速やかに進めるためには、事務処理の簡素化により、漁船建造・改造許可申請から許可までの期間を短縮することが必要。

⇒ **被災漁業者の漁船建造・改造にあたり、国の許可を要する場合には、県知事の代行許可制度を。**

2 流通加工団地等に関して

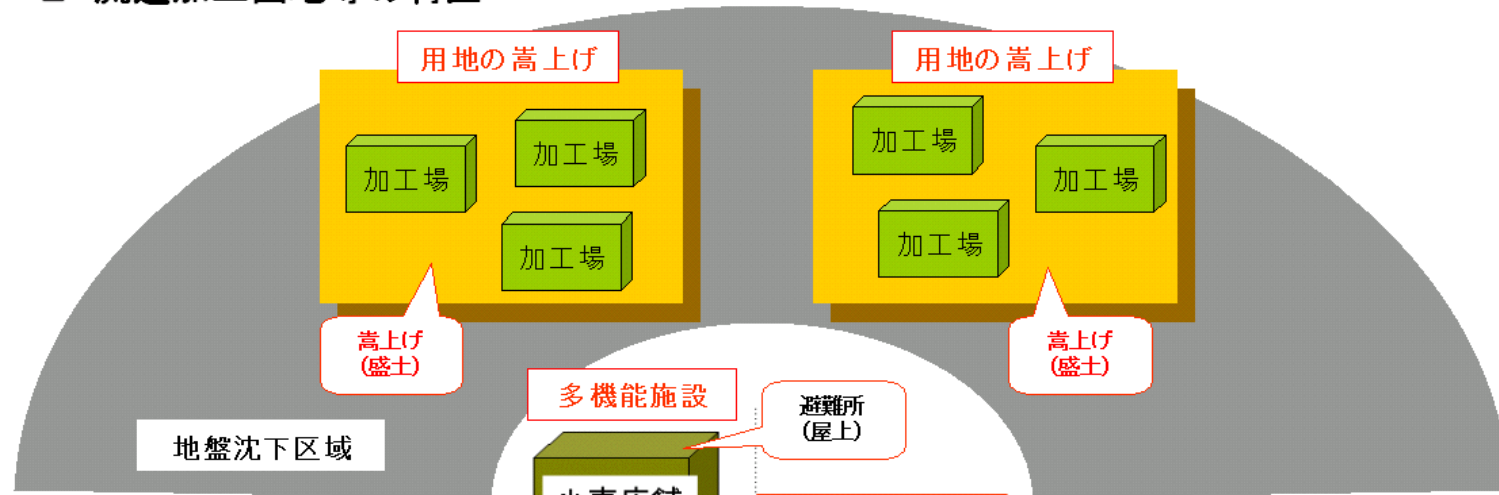
| | |
|--------------------------------|---|
| <p>岩手県の特徴</p> | <ol style="list-style-type: none"> 1 東日本大震災により、岩手県沿岸部は地盤沈下が発生しており、場所によって降雨時、高潮時に冠水する土地が生じている。 2 これらの土地は住宅等には適さないが、沿岸に面していることから、流通加工団地を整備する用地として整備することが効率的であり、水産業振興の観点からも有効。 3 今後の津波被害防止の観点から、住居地を高台に移設し、低地を流通加工団地等施設用地として利用するゾーニングが望ましい。 |
| <p>岩手県における課題</p> | <p>地盤沈下区域の用地の利用</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 地盤沈下した区域が、民有地である場合や、用地の利用が限定されている場合は、水産関連施設用地として一体とした用地取得が進まないことが予想される。 2 また、用地の利用にあっては、嵩上げによる整備が必要となるが、多大な事業費を要し、市町村、県の負担が過大となる。 |
| <p>特区化する事項 (概要)</p> | <p>流通加工団地等の用地としての有効利用</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 被災地特区に限り、地盤沈下区域の用地取得について、土地利用規制に関する法令を除外を提案。 2 また、被災地特区に限り、国が地盤沈下区域の土地を買上げ、水産関連施設用地として嵩上げ整備し、利用者は無償貸出することを提案。 |
| <p>(制度等イメージ)</p> | <p>地盤沈下区域の用地の有効利用</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 農振法、都市計画法等、土地利用に係る関連法規制により用地取得が困難。 ⇒ 農振法、都市計画法等、土地利用に係る関連法規制を除外する特区の設定を。 2 地盤沈下区域の利用には、一体的な嵩上げ整備が必要。 ⇒ 国による地盤沈下区域の土地の買取り、嵩上げ整備について特区の設定を。 |

3 漁港等の復旧・復興に関して

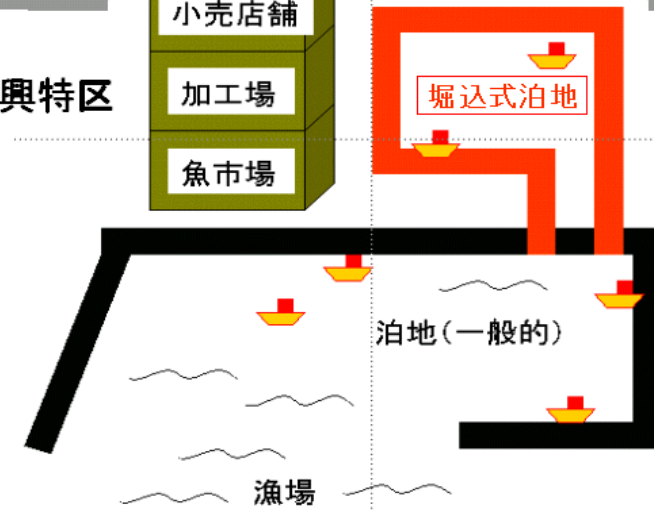
| | |
|--------------------------------|--|
| <p>岩手県の特徴</p> | <p>1 今般の巨大津波により、県内 111 漁港のうち 108 漁港が防波堤や岸壁などの被害を受け、防波堤や岸壁の大規模な倒壊など壊滅的被害を受け、漁船の安全係留等を早急に確保することが困難な漁港もある。</p> <p>2 また、水産加工場など水産関係施設も、一様に壊滅的な被害を受け、再整備が必要となっている。</p> <p>3 本県沿岸域は、津波の常習地帯であり、常に防災を意識した施設の整備が不可欠である。</p> |
| <p>岩手県における課題</p> | <p>1 大規模な被害を受けた漁港等においては、防波堤など被災施設の原形復旧に長期間を要する箇所もあるため、漁業の早期再開に向け、掘込式泊地の新たな整備や防波堤の配置の見直しなどが必要な漁港もある。 このような整備を行うためには、漁港区域の変更や財産処分などの手続きが必要となり、多くの労力・期間を要する。</p> <p>2 また、現行制度では、民間業者が補助用地の利用を行おうとする場合、単独用地と換地や財産処分の手続きなどを行う必要があり、多くの労力・期間を要する。</p> <p>3 一方、水産関係施設の再整備にあたっては、新たな発想による業務効率化、機能高度化と併せて、津波防災機能を兼ね備えた多機能建築物として魚市場、水産加工場、小売店舗等を重層一体的に整備し、6次産業化等に向けた取組みを支援する必要があるが、現行補助事業ではメニュー化されていない。</p> |
| <p>特区化する事項 (概要)</p> | <p>1 漁港施設等の復旧・復興に必要な手続き等の規制緩和</p> <p>(1) 漁港施設等の復旧・復興を行う際に必要となる次の手続きに関する権限を地方公共団体に委譲する、又は、手続きの大幅な簡素化や承認等の期間を大幅に短縮すること。</p> <p>① 漁港区域の変更</p> <p>② 漁港施設等の財産処分の手続き</p> <p>③ そのほか法令等に基づく手続き</p> <p>(2) 漁港施設用地の利用について、単独用地との換地によらず補助用地を民間業者が利用できるようにするなど弾力的な運用を可能とすること。</p> <p>2 水産関係多機能施設整備に係る補助事業の創設</p> <p>特区に限り、津波防災機能を兼ね備えた水産関係多機能施設の整備が実施可能な補助事業を創設すること。</p> |

復興特区のイメージ(流通加工団地特区・漁港特区)

2 流通加工団地等の特区



3 漁港等の復旧・復興特区



岩手復興特区 VI まちづくり特区

| | |
|---------------------------|--|
| <p>岩手県の特徴</p> | <p>1 岩手県沿岸部では被災額が資本ストックに占める比率が高い。 岩手県沿岸部における被害額は同沿岸部推定資本ストックの47.3% 岩手・宮城・福島・茨城の4県沿岸部における平均は17.2% （日本政策投資銀行推計）</p> <p>2 沿岸の主な市街地が大規模に被災し、地盤沈下や防潮堤の損壊等で市街地適地が縮小</p> <p>3 漁業で生計を立てる小規模な集落がリアス式海岸の入江に数多く点在し、その多くが被災</p> |
| <p>岩手県における課題</p> | <p>1 迅速な土地利用規制等の手続き</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 市街地の一部には土地利用に適さない箇所があるなど、大胆な市街地の再編が必要だが、被災により所有者や境界が不明となった土地が存在し、従前の区画整理手法では、権利確定に相当な時間が必要 ・ 市街地と農地の入れ替え等、大幅な土地利用計画の見直しが必要 <p>2 被災市街地の早期復旧・復興</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 高規格幹線道路及び地域高規格道路による本県沿岸縦貫軸の整備率は未だ2割 ・ 被災者の資力が減退しており、新たな土地を取得する資金の確保が困難 ・ 財政基盤が脆弱な自治体における甚大な被災 ・ 大規模停電など非常時におけるエネルギー自給対策が不十分 |
| <p>特区化する事項（概要）</p> | <p>1 土地利用規制等の手続きのスピードアップ</p> <p>(1) 土地利用計画の調整（別紙1）</p> <p>① 土地利用調整の簡素化</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 各個別法の調整手続きの一元化や国(同意)協議等の手続きの省略等の大幅な土地利用計画の見直しに速やかに対応する仕組みの導入 ○ 国土利用計画法に基づく土地利用基本計画の変更に関する関係省庁協議や審議会等の手続きを省略 <p>② 都市計画法の権限移譲</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 市町村の地域特性や復興の進捗に応じた都市計画の実施を可能とするため、以下の大臣協議を知事協議とし決定権限を市町村に移譲 <ul style="list-style-type: none"> ・ 都市計画区域及び準都市計画区域の指定【5条、5条の2】 ・ 都市計画に関する基礎調査の実施【6条】 ・ 都市計画マスタープランの決定【6条の2】 <p>(2) 市街地整備（別紙2）</p> <p>① 区画整理事業手続きの簡素化</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 市町村の復興計画に位置づけられた土地区画整理事業の都市計画決定及び知事認可を省略 ○ 既定の原則にこだわらない柔軟な換地設計を可能とする仕組みの導入 ○ 権利関係の調整を事業着手後に行う仕組みの導入 |

| | |
|--|---|
| | <ul style="list-style-type: none"> ○ 換地を希望しない権利者の土地を被災前の価格で買取る仕組みの導入 ② 市町村が行う開発行為の手続きの簡素化 <ul style="list-style-type: none"> ○ 市町村が復興計画で定められた事業を実施するための開発行為について知事の許可・協議を不要とする緩和措置 <p>2 多重防災型まちづくりに向けた財政支援の拡充等</p> <p>(1) 復興道路の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 三陸沿岸地域を縦貫する三陸縦貫自動車道、三陸北縦貫道路、八戸・久慈自動車道及び内陸と三陸沿岸地域を結ぶ東北横断自動車道釜石秋田線を「復興道路」として位置づけ、3年間での重点的な整備と5年以内の全線開通 ○ 地域高規格道路宮古盛岡横断道路（国道106号）の直轄権限代行による早期整備 ○ 防災等を考慮した総合的な事業評価の実施 ○ 直轄事業の実施に係る地方負担に対する全面的な財政支援又は直轄事業負担金制度の廃止 <p>(2) まちづくりのための新たな制度の創設等</p> <p>① 被災市街地復興区画整理事業に代わる新たな制度の創設（別紙3）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 小規模市町村でも実施可能な要件緩和、補助率の拡充（1/2⇒9/10） <p>② 防災集団移転促進事業の拡充（別紙3）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 集団移転規模の緩和（10戸⇒5戸）、補助率の拡充（3/4⇒9/10） <p>③ 住宅確保に向けた対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 災害公営住宅の整備に対する国の全面的な支援（1/2⇒9/10） ○ 都市再生機構等を活用した事業実施体制の構築 ○ 被災者向け住宅地を低廉な価格で提供できる仕組みの導入 <p>④ 避難ビル建設への支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 避難ビルの構造強化や高層化、敷地の共同化のための費用に対する国の支援、施設の防浪化や自然エネルギーを利用した自家発電設備等の設置により浸水したものの躯体が残存する鉄筋コンクリート建てホテル等の避難ビルとしての活用に向けた国の支援 |
|--|---|

岩手が目指す復興に向けたまちづくりのグランドデザイン

<基本的考え方>

再び人命が失われることがない**多重防災型まちづくり**と**防災文化を醸成し継承**することを目指す

海岸保全施設

まちづくり

ソフト対策

多重防災型まちづくり

まちづくりのグランドデザインモデル



復興事業のために必要な手続き等

【所有権等】

所有者、境界不明

【土地利用規制等】

都市地域

農業地域

森林地域

自然公園地域

自然保全地域

その他

提案事項

1 土地利用規制等の手続きのスピードアップ

(1) 土地利用計画の調整

① 土地利用調整の簡素化

- 各個別法の調整手続きの一元化や国同意協議等の手続きの省略等の大幅な土地利用計画の見直しに速やかに対応する仕組みの導入
- 国土利用計画法に基づく土地利用基本計画の変更に関する関係省庁協議や審議会等の手続きを省略

② 都市計画法の権限移譲

- 市町村の地域特性や復興の進捗に応じた都市計画法の実施を可能とするため、以下の大臣協議を知事協議とし決定権限を市町村に移譲
 - ・ 都市計画区域及び準都市計画区域の指定[5条、5条の2]
 - ・ 都市計画に関する基礎調査の実施[6条]
 - ・ 都市計画マスタープランの決定[6条の2]

(2) 市街地整備

① 区画整理事業手続きの簡素化

- 市町村の復興計画に位置づけられた土地区画整理事業の都市計画法決定及び知事認可を省略
- 既定の原則にこだわらない柔軟な換地設計を可能とする仕組みの導入
- 権利関係の調整を事業着手後に行う仕組みの導入
- 換地を希望しない権利者の土地を被災前の価格で買取る仕組みの導入

② 市町村が行う開発行為の手続きの簡素化

- 市町村が復興計画で定められた事業を実施するための開発行為について知事の許可・協議を不要とする緩和措置

2 多重防災型まちづくりに向けた財政支援の拡充等

(1) 復興道路の整備

- 「復興道路」の3年間で重点整備、5年以内の全線開通
- 防災等を考慮した総合的な評価の実施
- 直轄事業の地方負担に対する全面的な財政支援又は直轄負担金の廃止

(2) まちづくりのための新たな制度の創設等

① 被災市街地復興区画整理事業に代わる新たな制度の創設

- 小規模市町村でも実施可能な要件緩和、補助率の拡充(1/2⇒9/10)
- ② 防災集団移転促進事業の拡充
 - 集団移転規模の緩和(10戸⇒5戸)、補助率の拡充(3/4⇒9/10)

③ 住宅確保に向けた対策

- 災害公営住宅の整備に対する国の全面的な支援(1/2⇒9/10)
- 都市再生機構等を活用した事業実施体制の構築
- 被災者向け住宅地を低廉な価格で提供できる仕組みの導入

④ 避難ビル建設への支援

- 避難ビルの構造強化や高層化、敷地の共同化のための費用に対する国の支援、施設の防浪化や自然エネルギーを利用した自家発電設備等の設置により浸水したものの躯体が残存する鉄筋コンクリート建てホテル等の避難ビルとしての活用に向けた国の支援

別紙1 土地利用計画の調整

| | |
|--------------------------------|---|
| <p>岩手県の特徴</p> | <p>沿岸の主な市街地が大規模に被災し、地盤沈下や防潮堤の損壊等で市街地適地が縮小し、市街地と農地の入れ替え等、大幅な土地利用計画の見直しが必要になっている。</p> |
| <p>岩手県における課題</p> | <p>1 被災市町村において大幅な土地利用計画の見直しが必要</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 農地を市街地にするなどの土地利用計画の変更は、国土利用計画法に基づき、都市計画法、農業振興地域の整備に関する法律、森林法、自然公園法、自然環境保全法等のいわゆる5地域区分のそれぞれの個別法による土地利用調整や変更手続きが必要であり、区域を大幅に入れ替える際の手続きを想定していない。 ・ さらに別途、国土利用計画法に基づいた、関係省庁協議や審議会等の手続きが必要であり、事務手続き等に多大な労力と時間がかかる。 <p>2 被災市町村の地域特性を反映した都市計画区域の指定等</p> <p>都市計画区域や都市計画区域マスタープランは、県の指定・決定権限であるため、地域主権の視点で市町村がその地域特性や実情等を反映しようとした場合に、迅速な決定が困難である。</p> |
| <p>特区化する事項 (概要)</p> | <p>1 土地利用調整の簡素化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 被災市町村において、各個別法における調整手続きを一元化し、大幅な土地利用計画の見直しに対応できるよう、市町村単位でまとめて5地域区分を調整する仕組みを導入するとともに、各個別法における国(同意)協議等の手続きを省略する。 ・ 国土利用計画法に基づく、土地利用基本計画の変更について、関係省庁協議や審議会等の手続きを省略し、上記の土地利用調整の結果が、土地利用基本計画の変更そのまま反映される仕組みを導入する。 <p>2 都市計画法の権限移譲</p> <p>被災市町村の地域特性や復興の進捗に応じた都市計画の実施が可能となるよう、県から市町村に以下の決定権限を委譲する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 都市計画区域及び準都市計画区域の指定【5条、5条の2】 ・ 都市計画に関する基礎調査の実施【6条】 ・ 都市計画区域マスタープラン【6条の2】 ・ 上記に係る大臣協議を知事協議とする。 |

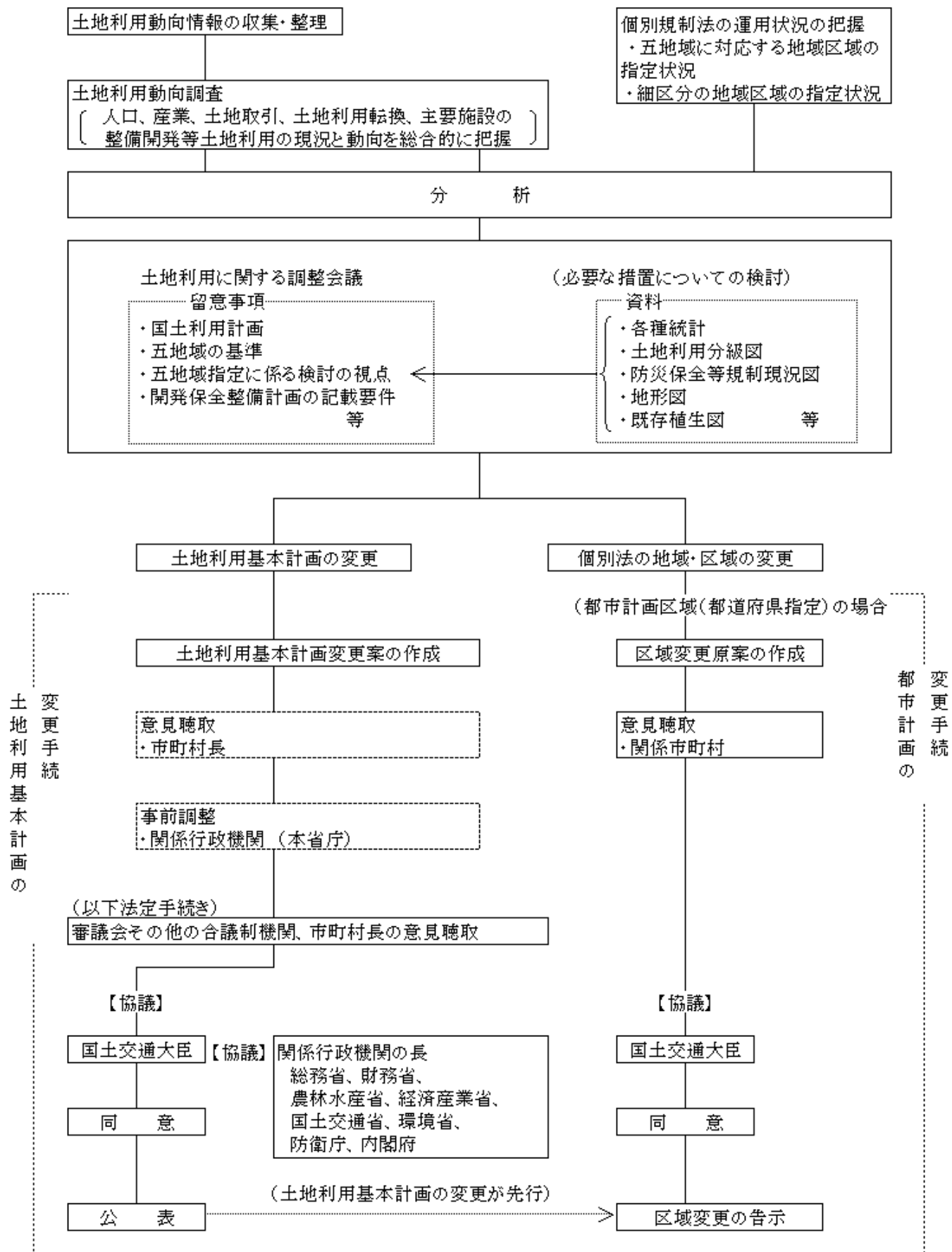
五地域区分の重複する地域における土地利用調整指導方針

| 五地域区分 | 五地域区分 | 都市地域 | | | 農業地域 | | 森林地域 | | 自然公園地域 | | 自然保全地域 | | |
|--------|-------------|------|----------------|-----|-------|-----|------|-----|--------|------|------------|------|------|
| | 細区分 | 用途地域 | 市街化区域及び市街化調整区域 | その他 | 農用地区域 | その他 | 保安林 | その他 | 特別地域 | 普通地域 | 原生自然環境保全地域 | 特別地区 | 普通地区 |
| 都市地域 | 市街化区域及び用途地域 | | | | | | | | | | | | |
| | 市街化調整区域 | × | | | | | | | | | | | |
| | その他 | × | × | | | | | | | | | | |
| 農業地域 | 農用地区域 | × | ← | ← | | | | | | | | | |
| | その他 | × | ① | ① | × | | | | | | | | |
| 森林地域 | 保安林 | × | ← | ← | × | ← | | | | | | | |
| | その他 | ② | ③ | ③ | ④ | ⑤ | × | | | | | | |
| 自然公園地域 | 特別地域 | × | ← | ← | ← | ← | ○ | ○ | | | | | |
| | 普通地域 | ⑥ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | × | | | | |
| 自然保全地域 | 原生自然環境保全地域 | × | × | × | × | × | × | ← | × | × | | | |
| | 特別地区 | × | ← | ← | ← | ← | ○ | ○ | × | × | × | | |
| | 普通地区 | × | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | × | × | × | × | |

〔凡例〕

- ×：制度上又は実態上、一部の例外を除いて重複のないもの。
- ←：相互に重複した場合は、矢印方向の土地利用を優先する。
- ：相互に重複している場合は両地域が両立するように調整を図る。

- ①：土地利用の現況に注意しつつ、農業上の利用との調整を図りながら森林としての利用を認める。
- ②：原則として都市的な利用を優先するが、緑地としての森林の保全に努める。
- ③：森林としての利用の現況に留意しつつ、森林との利用の調整を図りながら都市的な利用を認める。
- ④：原則として農用地としての利用を優先するものとするが、農業上の利用との調整を図りながら、森林としての利用を認める。
- ⑤：森林としての利用を優先するものとするが、森林としての利用との調整を図りながら農業上の利用を認める。
- ⑥：自然公園としての機能を出来る限り維持するよう調整を図りながら都市的な利用を図る。



別紙2 市街地整備

| | |
|--------------------------------|---|
| <p>岩手県の特徴</p> | <p>沿岸の主な市街地が大規模に被災し、地盤沈下や防潮堤の損壊等で市街地適地が縮小。</p> |
| <p>岩手県における課題</p> | <p>被災市街地における安全の確保と早急な復旧</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 市街地の一部には土地利用に適さない箇所があるなど、大胆な市街地の再編が必要だが、被災により所有者や境界が不明となった土地が存在し、権利の確定に相当な時間を要する。 ・ また、市町村施行で必要となる事業区域の都市計画決定及び土地区画整理事業の認可等の法定手続きを行う場合、事業計画の縦覧や利害関係者からの意見書の処理等に時間を要し、工事着手が遅れる。 ・ 早期に復興まちづくりを推進するためには、迅速に事業着手及び完了する仕組みが必要である。 |
| <p>特区化する事項 (概要)</p> | <p>1 区画整理事業手続きの簡素化</p> <p>(1) 当該市町村が議会の承認を得て策定した復興計画等に位置づけられた土地区画整理事業について、市町村が施行する場合は、事業の都市計画決定、知事認可を省略することができること。</p> <p>(2) 照応の原則にこだわらない換地設計を可能とすること。</p> <p>(3) 死亡・行方不明者多数のため、権利関係の調整は事業着手後、課税台帳や航空写真等により事後に行う仕組みを導入し、現行制度よりもより簡易な手続きで事業の施行を可能とすること。</p> <p>(4) 換地を希望しない権利者の土地を被災前の価格で施行者が買取る仕組みを導入すること。</p> <p>2 市町村が行う開発行為の手続きの簡素化</p> <p>復興計画で定められた事業を実施するために必要な開発行為を市町村が行う場合は、知事の許可・協議を不要とすること。(学校、医療施設、社会福祉施設等)</p> |

土地区画整理事業の手続（市町村施行）

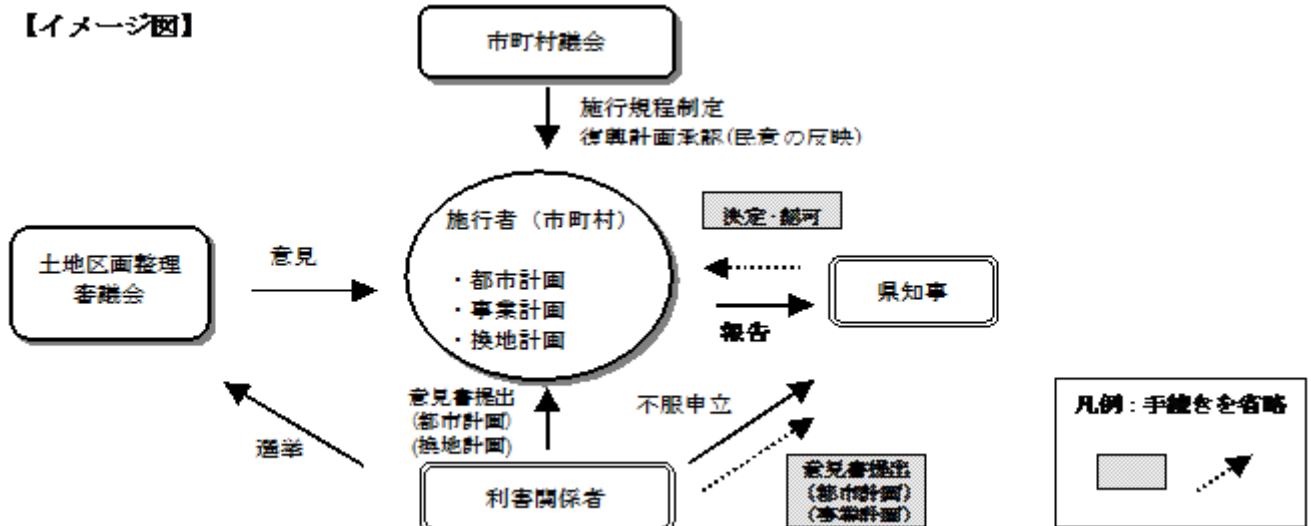
| 施行者（市町村） | 期 間 | 利害関係者（権利者等） | 知事決定・認可 |
|-----------------------------|---|-------------|---|
| 復興計画の策定 | 通常パターン 簡素化パターン | | |
| ↓ | | | |
| 施行区域の 都市計画決定 | 11ヶ月 | | 【縦覧】 利害関係者は意見 書を提出 都市計画審議会 に付議 知事決定（50ha 超の場合）※ |
| ↓ | | | |
| 施行規程案(条例)及び 事業計画案の作成（変更） | 意見書 なし 6ヶ月 意見書 あり 10ヶ月 | | 【縦覧】事業計画 利害関係者は意見 書を提出 都市計画審議会 で意見書審査 知事認可 |
| ↓ | | | |
| 換地設計及び土地区画 整理審議会の設置 | 11ヶ月 | 11ヶ月 | 土地所有者・借地権 者による選挙 |
| ↓ | | | |
| 仮換地指定 | 1ヶ月 | 1ヶ月 | 土地区画整理審 議会の意見聴取 |
| ↓ | | | |
| 工事 | 工事着手 | 工事着手 | |
| ↓ | | | |
| 換地処分 | | | 【換地計画縦覧】 利害関係人は意見書 を提出 区画整理審議会 で意見書審査 知事認可 |
| ↓ | | | |
| 土地・建物の登記 | | | |
| ↓ | | | |
| 積算金の徴収・交付 | | | |
| ↓ | | | |
| 事業の完了 | | | 特区で手続を省略 ※ 50ha 以下は 市町村決定 |

手続きの簡素化により、復興計画策定後工事着手までの期間

意見書なしの場合 29ヶ月 → 12ヶ月（17ヶ月の短縮）

意見書ありの場合 33ヶ月 → 12ヶ月（21ヶ月の短縮）

【イメージ図】



別紙3 まちづくりのための新たな制度の創設等

| | |
|--------------------------------|---|
| <p>岩手県の特徴</p> | <p>1 沿岸の主な市街地が大規模に被災し、地盤沈下や防潮堤の損壊等で市街地適地が縮小している。</p> <p>2 岩手県沿岸部では被災額の資本ストックに占める比率が高い 岩手県沿岸部における被害額は同沿岸部推定資本ストックの47.3% 岩手・宮城・福島・茨城の4県沿岸部における平均は17.2% (日本政策投資銀行推計)</p> <p>3 漁業で生計を立てる小規模な集落がリアス式海岸の入り江に多く点在し、その多くが被災している。</p> |
| <p>岩手県における課題</p> | <p>1 被災した市街地から移転するため、安全な高台の土地を新たに確保する必要があるが、市街地を囲む山林の造成をすること等について、都市計画法等に規定する各種手続きを必要とする。</p> <p>2 被災した市街地の一部には土地利用に適さない箇所があることから、被災した市街地への原位置における復興を念頭においた事業ではなく、都市計画区域外の土地等も含めて、大胆な市街地の再編を早期に実現する必要がある。</p> <p>3 被災者の資力が減退しており、新たな土地を取得する資金の確保が困難である。</p> |
| <p>特区化する事項 (概要)</p> | <p>1 被災市街地復興区画整理事業に代わる新たな制度の創設</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 避難路(高台への階段等)の整備を計画的かつ重点的に行うための仕組みの導入 ○ 採択要件の緩和、補助率の嵩上げ 等 <p>2 防災集団移転促進事業に係る関係手続の緩和、制度の拡充</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 移転先の住宅団地の造成に係る都市計画法等の手続きの緩和 ○ 採択要件の緩和、補助率の嵩上げ 等 |
| <p>(制度等イメージ)</p> | <p>【被災市街地復興土地区画整理事業・土地区画整理事業】</p> <p>被災市街地復興区画整理事業に代わる新たな制度の創設</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 採択要件の緩和 <ul style="list-style-type: none"> ・ 都市計画決定を要件としないものとする ・ 被災地面積、被災戸数要件の緩和 ○ 補助率の嵩上げ等 <ul style="list-style-type: none"> ・ 「宅盤の嵩上げ」に係る費用の補助限度額への算入 ・ 補助率の嵩上げ(被災市街地復興特別措置法(1/2→9/10)、土地区画整理法(0.55~0.70 → 0.90)) ・ 「公益施設の敷地上の建築物の移転補償費」に係る要件緩和(中心市街地活性化法に基づく認定基本計画への位置付けを問わない) ○ 建築制限をしながら市街地再編を先行して実施し、権利関係の整理は課税台帳や航空写真等により事後に行う仕組みの導入 ○ 避難路(高台への階段等)の整備を計画的かつ重点的に行うための仕組みの導入 |

| | |
|--|--|
| | <p>○ 補助限度額に算定された公共施設の整備改善費等に係る新たな補助制度の創設</p> <p>【防災集団移転促進事業】</p> <p>○ 国土交通大臣の同意を得た集団移転促進事業計画に基づく開発行為については、都市計画法上の許可を要しないものとする。 (その他、移転先候補地が保安林内である場合等、開発行為に許可を要するとされる場合における手続き・要件の緩和・排除)</p> <p>○ 採択要件の緩和</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 小規模集落対策として集団移転規模を 10 戸から 5 戸に緩和 <p>○ 補助率の嵩上げ等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 住宅団地外の土地を移転先として住宅を建築する場合にも補助の対象とすること。 ・ 住宅建設資金の利子補助に加え、元本分 5,000 千円／戸を給付 ・ 補助率の嵩上げ (3/4→9/10) ・ 住宅団地から離れた海辺の共同作業所建設費及び住宅団地と共同作業所の連絡道路整備費等を補助対象とすること。 ・ 住宅団地の用地取得及び造成費について、宅地を分譲する場合についても補助の対象とする (返還の対象としない) こと。 <p>○ 被災した土地の被災前の価格での買い取りに係る補助制度の創設</p> |
|--|--|

岩手復興特区 VII 教育振興特区

| | |
|--------------------------------|---|
| <p>岩手県の特徴</p> | <ol style="list-style-type: none"> 1 震災津波の甚大な被害により早急な復旧が困難で、校舎が使用できず、他の学校や施設を使用して学校を再開した学校が多数ある。(小学校 14 校、中学校 10 校、高校 2 校) 2 上記に掲げる学校のほか、沿岸のみならず県内全域において復旧に多額の経費を要する被害を受けた学校が多数発生している。 3 校舎等の損壊が激しく、複数の学校に分散して就学している児童生徒が多数おり、集中して学習ができる環境となっていない。また、始業開始時期の遅れ、校舎等の損壊により、学習進度に遅れが生じている。 4 震災津波により、放課後の児童生徒の居場所となっていた学校・公民館・児童館・放課後児童クラブ等が流失するなど甚大な被害を受けている。 5 大震災津波により、広範囲にわたって文化財が甚大な被害を受けた。また、今後の調査の進展により、被害規模がさらに拡大するものと考えられる。 |
| <p>岩手県における課題</p> | <ol style="list-style-type: none"> 1 被災した学校の中には、新築復旧する学校をはじめ、国庫補助の対象とならない、小・中学校の統合と移転を含め検討している例や、防災機能を強化した学校の新築復旧を検討している例がある。また、津波被害を受けた市町村での学校の新築復旧は、まちづくりと大きく関わっており、市町村の復興計画等との調整によっては、補助対象とならない土地の取得や借用に係る経費等が生ずるおそれがあり、各自治体の財政負担となる。 さらに、被災した学校を統廃合と併せて他の地域で新築復旧する場合の多額の解体経費については、補助対象となっていない。 2 公立学校施設の災害復旧工事に係る事務が多く、被災した自治体の負担等となっている。 3 児童生徒の心のケア、学習の遅れや学校の正常化のための現場のニーズに合った柔軟な教職員の支援体制の構築が必要である。 4 学校再開に伴い、児童生徒の放課後及び土日、長期休業中において、児童生徒の心の拠り所となる、安全で安心な居場所づくりが必要である。 5 文化財修復に係る国庫補助対象範囲が国指定・登録に限定されていることから、県及び市町村指定の文化財の修復に係る費用が各自治体への財政負担となる。 |
| <p>特区化する事項 (概要)</p> | <p>教育振興特区の創設について 教育の振興に係る様々な課題を解決し、早急な復興を図るため次の 1～4 ついで対応する教育振興特区の創設をするものである。</p> <p>1 公立文教施設整備一括交付金制度を創設等 震災津波によって、学校教育施設以外の教育研修施設なども被災しているほか、現在の制度では対応できない課題を解決するため災害復旧対象経費の適用を拡大するとともに、その復旧・復興については、産振設備整備等の様々な補助制度を統合した公立文教施設整備一括交付金制度を創設し、その執行に関して自治体の裁量権を併せて付することにより、特区となる県及び市町村の構想に基づく自由な文教施設の建設と早急な教育環境の復興が促進する。</p> |

| | |
|------------------|--|
| | <p>2 教職員の加配手続きの簡素化及び義務教育費国庫負担金負担率の嵩上げ 復興期間中の学校からの加配要望に柔軟に対応するため、法律施行令による区分ごとの加配申請・配分ではなく、基礎定数の一定割合を震災復興加配として一括措置する。</p> <p>また、復興に必要な財源を確保するため、復興期間中の国の当該負担率を3分の1から全額負担とし、早期の復興を図る。</p> <p>3 児童生徒の居場所づくりの充実 児童生徒の居場所の開設経費や、居場所の運営を兼ねた学習アドバイザー等確保するための経費等が措置されることにより、放課後や土日、長期休業中の児童生徒の安全で安心な居場所が確保される。</p> <p>4 文化財修復費用の補助制度の拡充 文化財修復に係る国庫支出金制度の更なる補助率の嵩上げ及び県・市町村指定文化財の修復に要する経費を国庫補助の対象とすることが必要である。</p> |
| <p>(制度等イメージ)</p> | <p>1 公立文教施設整備一括交付金制度を創設等</p> <p>(1) 公立学校施設災害復旧費国庫負担法の対象の拡大 現在の補助対象を公立学校施設に限定せず公立文教施設に拡大することにより、現在補助対象となっていない、教育研修施設や、学校敷地以外の教員住宅復旧整備、応急仮設校舎及び本復旧に係る土地の確保に係る経費も補助の対象とする。</p> <p>また、震災津波により校舎を建て替える際には、原形に復旧する場合に当たらなくても、防災機能強化、震災津波の影響等による学校統合による新築及び解体費用等が補助対象となるように要件を緩和する。</p> <p>(2) 公立文教施設復興整備に係る一括交付金を創設 補助対象範囲を拡大した公立文教施設の復旧に要する経費を加えた額(復旧に当たらない防災機能の強化、解体費用等を含め)を一括交付金として関係自治体に交付するとともに交付金の執行に関して権限を委譲し、自治体の裁量に委ねた予算の執行が可能となるようにする。</p> <p>加えて、被災した自治体の構想を十分に反映させるとともに、事務負担の軽減、復興の早急な推進の観点から、災害復旧事務手続きを自治体で完結し、交付金を活用した施設整備の財務省及び会計検査院による検査の対象外とする。</p> <p>2 教職員の加配手続きの簡素化及び義務教育費国庫負担金負担率の嵩上げ 教員の加配手続きは、法律施行令に基づき、指導方法工夫改善、児童生徒支援、指導改善研修等の区分ごとに国に加配申請をするが、必ずしも県の要望どおりの配分数となっていないことなどから、復興期間中は基礎定数の一定割合(例えば20%)を震災復興加配として一括措置することにより、加配申請手続きの簡素化が図られるとともに、学校の状況に応じた柔軟かつ適切な定数加配が可能である。</p> |

また、今後の復興に要する多額の財源を確保する必要があることから、復興期間中の国の当該負担率を3分の1から全額負担とすることにより、復興に要する財源が確保されるとともに県財政の負担が軽減される。

3 児童生徒の居場所づくりの充実

- (1) 各地域における放課後、土日、長期休業中の安全で安心な居場所の開設経費補助 (10/10)
- (2) 児童生徒の居場所事業に係る学習アドバイザー等の地域人材雇用等の補助 (10/10)
- (3) 「放課後子ども教室推進事業 (文部科学省管轄)」の拡充

放課後子ども教室推進事業 (文部科学省管轄事業)

趣旨；
体験活動・交流等の教育の場
対象；
全ての小学生
会場；
学校・公民館等公共施設
時間；
17:30頃まで
(学校等の勤務時間まで)

被災地における児童生徒の居場所事業

趣旨；居場所確保
・学び・遊び・交流の場
・小学生の家庭学習の場、
・中高生の学習の場
対象；小・中・高校生
会場；社会教育施設等の公的施設
(開設補助 10/10 新設)
時間；19:00頃まで
・保護者が迎えるまで
・中高校生の学習時間の確保
負担；保護者負担なし
参加；登録
活動；毎日
対応；地域住民の雇用

4 文化財修復費用の補助制度の拡充

- (1) 国指定の文化財の国庫補助率の更なる嵩上げ (1/2+20%嵩上げ) ⇒ (10/10)
- (2) 国の指定・登録のみの文化財修復等の国庫補助対象を県及び市町村指定の文化財も対象範囲に拡充

教育復興特区「児童生徒の居場所づくりの充実」

放課後子ども教室推進事業（現行）



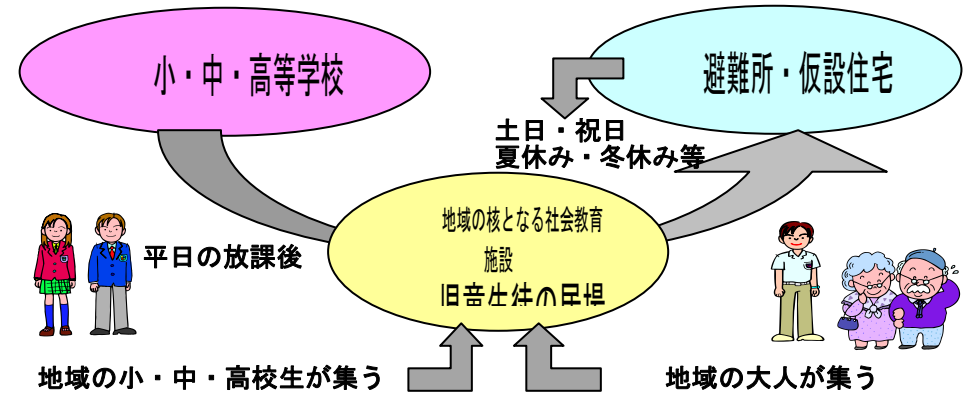
現行制度
 事業費：国1/3、県1/3、市町村1/3による事業
 対象：小学生を対象
 活動場所：小学校の余裕教室・公民館等公共施設
 活動日：週1～5日、17:30頃まで
 補助対象：運営経費（人件費、教材費、消耗品費）

課題
 ・震災津波により、放課後の居場所であった学校、公民館、児童館等が流失
 安全で安心な居場所の確保が早急に必要である。
 ・避難所及び仮設住宅等による生活環境の変化等によるストレスを解消する場
 所必要である。

課題解決のための事業の拡充

被災地における児童生徒の居場所づくりの充実 (国庫補助 10/10)

趣旨：・遊び・交流をとおした心の解放
 ・小学生の家庭学習、中高生の受験等の学習の場の確保
対象：被災地における全ての小・中・高校生
会場：公民館等社会教育施設の専用教室（開設補助 10/10 新設）
活動日：毎日（土日・長期休業中を含む）
時間：19:00頃まで（保護者が迎えにくるまで、部活動後の時間を確保）
参加者：登録制
対応：地域住民の雇用（交代で土日・長期休業中も対応。10/10 補助）



< 二次的効果 >
 ①地域の雇用と生きがいの創出、②コミュニティの活性化、③被災教員の負担軽減